イギリス国立公文書館における 近代中国関連史料の調査

荻 恵里子

はじめに

筆者は2015年4月から2017年3月までの二年間に渡り、サントリー文化財団の「若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成」(鳥井フェロー)の助成を受けて海外での史料調査をおこなってきた。その中でも、イギリスのロンドン郊外、キュー(Kew)にある国立公文書館(The National Archives:以下TNAと省略)に最も長く滞在して調査をおこなっており、本稿脱稿現在もちょうど滞在中である。

TNA は世界的に見て大変利用しやすい史料館である。しかしながら、所蔵されている史料は膨大であり、なおかつ利用初心者にはその分類が非常にわかりにくい。目録に関しては日本でも様々なものを見ることができ¹⁾、TNAのホームページ²⁾からもデジタルカタログを検索できるので、史料の概略や割り振られている番号等の大まかな目安はつくものの、現地で史料を出納してもらって初めてその有用性に気づく史料も多々ある。そこでこの場を借りて、中国近代政治外交史を専門とする筆者が閲覧している史料に関して現地点で判明していることを中間報告の形で紹介し、これから TNA を利用する読者および同輩や近接分野の研究者への便宜を図りたいと思う。「近代中国関連史料」とは言っても、特に総理衙門や北洋大臣に関わる史料を閲覧している関係上、紹介する史料が偏ってしまうことにはご容赦いただきたい。

TNA における史料閲覧までの流れ

具体的な史料紹介に入る前に、TNAのシステム紹介も兼ね、これから初めて TNA を訪れる 読者に向けて、史料閲覧までの流れを一通り紹介しておこう $^{3)}$ 。なお、開館時間や持ち込み可能なものなどの詳細はホームページから確認できるので、最新の情報を随時確認してほしい。

まず、入り口(写真 1)を入って左側に進むと本屋・食堂・カフェ・展示スペースがあり、その奥に階段とロッカールームがあるので、ロッカーにコートや荷物を預ける。ロッカールームには使い捨ての透明なビニール袋が置いてあり、自由に使えるようになっている。それを利用して、カメラ(閲覧室では史料を自由に撮影できる)・パソコン(A4 サイズまでなら持ち込み可能、館内では TNA 提供の無料 Wi-Fi も利用できる)・ノート・鉛筆(消しゴム付きのものやボールペンは不可)など必要なものを持ってから階段を上がる。初めて訪れる場合は三階(Second Floor)に上がってすぐ左側の部屋(Reader Registration)で閲覧証(Reader's Ticket)を作成する必要がある。パスポートと英語で現住所を証明するもの4)を提示し、パソコンのフォーマットに必要事項を打ち込めば、すぐにカードが発行され(三年間有効)、史料の扱い方などについて一通り説明を受ける。カードの裏面にはバーコードがあり、史料請求な

ど館内パソコンでログインをおこなう場合やセキュリティチェックを受けて閲覧室に入室する際⁵には、機械にカードをスライドさせてこのバーコードを読み取らせる。

カードを手に入れたら、館内のパソコンからアクセスできる TNA のホームページ "Reading rooms" 画面の "Order Documents" をクリック、カードでログインをおこなってから出される 質問に答えていき、閲覧室に自分専用の閲覧席を取る。席が決まったら史料を請求できるので、随時 "Order Documents" からログインして史料番号を入力する。TNA に所蔵されている文書 には通称があり、外務省関係文書(Foreign Office)は "FO" である。請求時にはこのような「通称+番号」(例:FO682/2193)を入力することになる。一度に請求できる史料は3点までで随時出納でき、請求した史料が出納されれば新たに別の史料を請求可能になる。なお、翌日も同じ史料を見たい場合は席ごとそのまま持ち越すことができるので、退館前に備え付けパソコン "Reading rooms" 画面の "Reserve your items for another day" から翌日或いは一週間以内の次回来館日を指定(予約)する。

閲覧室は二階(document reading room、写真 2)と三階(map & large document reading room)の二カ所があり、冊子状の史料のほとんどは主に二階に出納され、地図などサイズの大きい史料が三階に出納される。二階に出納される場合は席番号の入ったロッカー状の専用ボックスに届くので、自分の席に持って行き閲覧し 6 、返却する際は専用のカウンターに持って行く 7 。三階の場合は、入室してから左側に進んでいくと一番奥に"document collection"というカウンターがあり、スタッフに席番号を告げると受け取れるので、様々なタイプの席から空いている席を選んで閲覧し、出納時のカウンター左横の台"document returns"に返却するかカウンタースタッフに渡す。閲覧時は、各自で持ち込んだカメラで史料の撮影が可能なことから写真を撮る人が多い。もちろんノートに写したり、読解に腰を据える人もおり、他の人がどのような史料を扱っているのか、どのように作業しているのかをこっそりと観察してみるのもおもしろい。

総じて、システマティックなために慣れないとわかりづらい点もあるものの、慣れてしまえば利用しやすい仕組みになっていると言えよう。

総理衙門関係史料について

ところで、筆者は FO682⁸⁾ という史料を中心に、関連史料も合わせて閲覧している。TNAの一部の史料はインターネット上で画像を閲覧することもできるが、FO682 に関しては現物を出納するしか閲覧するすべはない。この史料群は駐中国(清)公使・領事と中国側(総理衙門以前・以後のものもあり、英語では一括して Chinese Secretary's Office 或いは Chinese Authorities としている)がやりとりした雑多な漢文文書が集められたもので、全体として大部な上にかなり複雑な構成になっている。基本的には、漢文で書かれた照会⁹⁾ や書簡、その付属物からなる史料群であり、別の番号の史料群にその英文翻訳や写しが集められている。管見の限り、現在の中国・台湾では見ることのできない貴重な史料である。

オンラインカタログと TNA 館内備え付けの目録 $^{10)}$ を見ると、この史料群は、元イギリス駐中国領事官員だった P. D. Coates 氏 $^{11)}$ とシドニー大学の J. Y. Wong 氏 $^{12)}$ が整理したもので、五つのセクションに分けられていることがわかる。Section 1(FO 682/1/32 \sim FO

682/1971/73)のリストは Coates 氏が整理したもので、一点ごとの量は少なく、日付がはっきりしないなど、断片的な史料がナンバリングされている。Section 2(FO $682/1972 \sim$ FO 682/1993)は $1839 \sim 1861$ 年の文書で、Wong 氏が整理したものである。Section 3(FO $682/1994 \sim$ FO 682/2458)は $1861 \sim 1939$ 年までの大量の文書からなり、Coates 氏がイギリス学士院の the Oriental Documents Committee の援助を得て整理したものだという。Section 4(FO $682/2459 \sim$ FO 682/2463)は、中英貿易がまだ大きく制限されていた時期である $1834 \sim 1838$ 年における、両広総督をはじめとする地方官や商人などの貿易取引に関する文書群で、これも Coates 氏が整理している。Section 5(FO $682/2464 \sim$ FO 682/2468)は 1990 年に新たに加えられたもので、1865 年および 1867 年の史料(照会)数点である。筆者にとって問題なのはこのうち総理衙門時期のものなので、Section 2・4 はひとまず置いておき、その他の部分を中心に話を進める。

Section 1 については、この部分を備え付けの目録で確認すると FO1080 に番号が置き換えられているものがあるとわかる。つまり、FO1080 というのは FO682 の一部であり、例えば何かの事件を調べていて他のセクションのものを確認する場合、FO1080 も適宜確認しておく必要があることになる $^{13)}$ 。FO1080 については、館内備え付けの目録に FO682 とは別にリストがあるので、詳細はそちらで確認できる。実は Section1 には FO1080 同様に FO1048 も含まれているものの、こちらは 1793 年~ 1834 年をカバーしているようであり、筆者は未確認であるため、ひとまず置いておく。

FO682 のメインとも言える Section 3 の史料は、大別すると 6 つの種類の文書からなる。 清朝からイギリスに送られた照会(inward notes)・書簡(inward letters)・節略(inward memoranda)、イギリスから清朝に送られた照会(outward notes)・書簡(outward letters)・ 節略(outward memoranda)である。イギリスから清朝に送られたものも漢文であり、送っ たものの複製・手控えに相当する。そしてこれらのリストが FO932(中国語版)¹⁴⁾・FO231 (英語版) 15) にある。リストと現物は必ずしも一致しない。FO230には照会(中国語版)の 写しが冊子の状態で残されている 160 ので、誰かが借りているなど何らかの理由により FO682 を確認できない場合はさしあたりこちらを見ておくこともできる。さらに、FO233¹⁷⁾ には北 洋大臣の李鴻章とやりとりした文書(英語・中国語)など雑多なものも入っていて、Section 3の史料内容や散逸している部分を補うことができる。所収の経緯からして、Section 5 も Section 3 を補うものであるのはもちろんである。FO682 を補うという意味では、対応して いる英語翻訳が FO228¹⁸⁾ に一部載っており、FO682 にはないものも入っていることがある。 FO682 自体は先行研究では引用されているのをあまり見かけないが、この FO228 の方はよく 引用される史料である。FO682 の利点としては、FO932・FO231 というリストがあり一覧で きて便利であること、史料がかなりの数あってほとんど揃っているため当時の官僚目線で各種 交渉案件の関連性を考えることができることが挙げられる。また、日常的な会談に赴いた大臣 の名前が文章中に出てくることがあり、書簡を送った大臣名がリストに特記されている場合が あるというように、総理衙門の動きについて中国側史料よりも細かくわかる。もちろん、個別 史料によっては書きこみや修正が施してあることも見逃せない。こうした情報の種類と量の多 さは、史料をいかに整理するか、研究者の史料操作の手腕が試されるところであろう。

このように FO682 を中心に据えて網羅的に各種の史料をそろえていき、もしうまく使うことができたならば、総理衙門の日常的な活動がどのようなものであったか、予備交渉の様子がうかがえるのはもちろん、個々の総理衙門大臣がいかに動いていたのかなど、これまでの研究では着眼されてこなかった方向から交渉過程を見ることが可能になるのではないだろうか。現在筆者が史料調査をおこなっているのは、このように考えてのことである。とはいえ、肝心の史料は内容が細かい上に大部である。現状ではまだ調査不足であるので、上に述べたような史料のより詳しい対応関係も含め、また改めて詳細を検討したいと思う。

日本でも閲覧可能な史料について

ところで、"FO" には様々なものがあり、日本ではマイクロフィルムの形でみることができるものもある。19 世紀末の中国外交関連では、例えば FO17、FO228、FO233、FO405、 $FO677^{19}$ などが挙げられる 20 。

最もよく知られているのは FO17²¹⁾ であろう。イギリス本国の外務大臣と出先の公使との間でやりとりされた文書について、中国関連のものが集められている。イギリス側の主たる政策や立場がわかるものであり、FO228 のような公使館・領事館保存記録と合わせ見るべきものである。

FO405 はイギリス外務省内で回覧されていた冊子である。こちらは編纂された二次史料であり、手書きではないので読みやすい。加えて、議会にまわされたものよりは機密性の高い内部文書が入っており、なおかつ議会文書も多少は入っているため、当時のイギリス側の動向について全体像を掴むのにはうってつけである。個人の好みはわかれるだろうが、イギリス外交を専門としない日本・中国の外交史研究者はまずここから見ていき、必要に応じてその他の関連史料閲覧へと入っていくことを薦めたい。同様のものに FO881 もあり、一部は FO405 と同じ内容である。こちらは日本にマイクロフィルム等で所蔵されてはいない。

これらを利用して全体像を掴みながら、その中でいかに FO682 の特色を利用していくか、 という点は筆者の現状での課題である。

おわりに

筆者は滞在中には毎回のように、TNAで同じように史料を閲覧している日本人研究者の方々にお世話になった。また、現地の研究者に写真の撮り方や検索の仕方などのアドバイスをもらったこともあった。TNAを訪れる際は、国籍を問わず積極的に交流・情報交換をおこなうことを勧めたい。新たな史料の発見や研究上のアイディアを思いつく、といったことがあるかもしれない。大量にある史料から求める情報を引き出すのは容易ではないが、研究の醍醐味でもある。史料の撮影が認められていて閲覧環境も整っている TNA は、研究者にとって初心に返って研究の楽しみを味わうことのできる場所であるので、まだ足を運んだことのない読者は、機会があればぜひ一度行ってみてほしい。

最後に、私がTNAで長期の調査をおこなうことができたのはサントリー文化財団の支援あってのことである。TNAでお世話になった多くの方々と共に、ここで謝意を捧げて擱筆したい。



写真 1 TNA 建物入り口(2017年2月)



写真 2 2 階閲覧室一番奥から見た様子 (2016 年 8 月)

註

- 1) 例えば、Lo Hui-Min. Foreign Office Confidential Papers relating to China and her neighbouring countries, 1840-1914: with an additional list 1915-1937. Paris: Mouton. 1969. が中国関連史料の全体を掴みやすい。その他に特定の史料番号に限って詳細をリストにした目録もあるなど、形態は様々である。なお、目録ではないが、外務省記録やスタッフについては、Michael Roper. The Records of the Foreign Office 1782-1968. Public Record Office Handbook No.33. UK Richmond: Public Record Office. 2002. (初版は 1969 年) も参考になろう。
- 2) URL は http://www.nationalarchives.gov.uk/ である(2017年2月14日最終閲覧)。
- 3) TNA 利用に関しては、最近のものなら奈良岡聰智「英国の国立公文書館・大英図書館における私文書の閲覧体制―利用者の視点から―」(http://current.ndl.go.jp/ca1882 〈2017年2月13日最終閲覧〉)、変遷まで追えるものとして九州大学の三輪宗弘氏のホームページ(http://guides.lib.kyushu-u.ac.jp/content.php?pid=419486&sid=3429257〈2017年2月14日最終閲覧〉)があるなど、TNA を頻繁に利用している研究者が学術雑誌に限らずインターネット上でも情報を発信しており、大変参考になる。奈良岡氏の記事は2016年段階のもので要点を押さえてあり、三輪氏の記事も多岐に亘って周到な情報が提示されているため、付け加えるべきことはほとんどない。一つ挙げるなら、2017年2月現在では館内の一部改装をおこなっており、目録や配架図書の位置が以前と多少異なっているということくらいであろうか。閲覧室はこれまで同様に利用できる。
- 4) 筆者がカードを発行した際(2015年夏)は、住所が英語で入っている英語版の名刺を見せたところ、ほとんど確認されずにその住所をフォーマットに打ち込むよう促された。担当者によって対応が変わることは多々あるので、もし書類が不十分で発行できないと言われた場合は、時間を置いて担当者が変わったところでもう一度頼んでみるという手はある。万全を期すなら国際免許証などをもっていくこと。
- 5) セキュリティチェック時にコートを着ていないか、持ち込み不可のものを持ち込もうとしていないか、パソコンやノートに何かはさんでいないかなどを確認され、史料の偽造・混入或いは持ち出しがおこなわれないようにしている。
- 6) 史料の形状によって一度に席に持って行ける点数が限られているので、館内の掲示をよく見て注意すること。スタッフが閲覧室内を巡回しているので、違反していると注意される。これも、史料が混ざってしまうことを防ぐためのようである。
- 7) 史料とともに黄色い紙が出納されるのだが、そのバーコードをスタッフが機械に読み取らせて返却手続きがなされている。誤って返却カウンターに出してしまっても、バーコードを読み取られていなければ、すぐに回収して閲覧を続けることは可能である。
- 8) オンラインカタログでのタイトルは Foreign Office: Chinese Secretary's Office, Various Embassies and Consulates, China: General Correspondence (1861-1939) となっており、TNA 備え付けの目録には

Embassy and Consular Archives, China: Chinese Secretary's Office: Chinese-language Correspondence and Papers ともある。この史料群の整理については、P. D. Coates. Documents in Chinese from the Chinese Secretary's Office, British Legation, Peking, 1861-1939. *Modern Asian Studies*, Vol.17, No.2. 1983. に詳しい。

- 9) 公式な通知や手紙にあたるもので、対等な官庁のやりとりの場合に「照会」という。清朝から公使館へ届いたもの、公使館から清朝へ出されたもの(写し)、ともに漢文である。
- 10) TNA 備え付けの目録は、史料全体の概要が数行程度しか書かれていないものもあれば、詳細なリストがあるものもある。オンラインカタログと併用することで効率よく作業できるので、TNA の利用に不慣れな読者には、まずこの目録を確認してみることを薦めたい。
- 11) Coates 氏 は 退 職 後、*China Consuls: British Consular Officers in China, 1843-1943.* New York: Oxford University Press. 1988. も上梓している。
- 12) 著書に Yeh Ming-ch'en Viceroy of Liang Kuang 1852-8. London: Cambridge University Press. 1976. (『両広 総督葉名琛 1852~8 年』) がある。
- 13) 例えば、マーガリー事件に関して被害に遭ったスタッフ個人へ支払われた見舞金の支払い証明書のようなものが入っている(FO1080/174)など、特殊で面白い史料が含まれているという印象がある。 Section 3 から漏れた書簡などがこちらに入っていることもある。
- 14) Foreign Office: Chinese Secretary's Office, Peking and predecessors: Chinese Registers of Correspondence (FO932)
- 15) Foreign Office: Consulates and Legation, China: Registers of Correspondence (FO231)。 1897 ~ 1927 年の間のリストはない。
- 16) 内容は同じだと思われるが、照会の宛先が省略されている点は注意が必要である。1884年の甲申易枢以前の照会は恭親王宛て(「和碩恭親王」)であるが、易枢で恭親王が失脚した後は王大臣宛て(「王貝勒大臣」 「王大臣」)に変化する。このナンバーの史料についてはまだほとんど確認できていないため、全体がどうなっているのかなど詳細は今のところ把握できていない。
- 17) Northern Department and Foreign Office: Consulates and Legation, China: Miscellaneous Papers and Reports (FO233)
- 18) Foreign Office: Consulates and Legation, China: General Correspondence, Series I(FO228)のこと。
- 19) Foreign Office: Superintendent of Trade, Legation, Peking, China: General Correspondence and Diaries (F0677)。例えば F0677/16 は 1870 年代前半の総理衙門宛て文書(英語のもの)が入っており、現在対応関係を調査中である。
- 20) FO17、FO228、FO233、FO677 は東京大学の総合図書館にてマイクロフィルムで閲覧ができ、その他にも例えば国会図書館(東京)では FO17/1 \sim 1059、1077 \sim 1079、1082、1110、1258、1307 を閲覧できるなど、一部を所蔵している図書館がある。また、FO405 は東洋文庫にマイクロフィルムが所蔵されている。
- 21) Foreign Office: Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, China (FO17)